

平成10年 8 月31日告示第38号

改正

平成13年11月20日告示第57号

平成14年 3 月25日告示第17号

平成17年 2 月24日告示第 5 号

平成18年 5 月25日告示第55号

平成28年11月30日告示第115号の 2

令和 2 年11月30日告示第135号

駒ヶ根市製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の 5 第 1 項及び第167条の11第 2 項の規定により製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負契約並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託契約を除く。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）並びに随意契約の参加資格等について必要な事項を定めるものとする。

(資格審査)

第 2 条 競争入札に参加を希望する者は、必要な資格等について市長の資格審査を受けなければならない。

(資格審査の申請)

第 3 条 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては身分証明書
- (2) 印鑑登録証明書
- (3) 委任状
- (4) 納税証明書
- (5) 決算書
- (6) 営業許可・認可の証明
- (7) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の申請書の提出期間は、定期に行う資格審査の年の 1 月 4 日から 1 月末日までとする。た

だし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(資格審査方法)

第4条 市長は、前条第1項の規定により提出された申請書及び添付書類に基づき、競争入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）の適否の審査を行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格を有しないものとする。

(1) 市税等に未納がある者

(2) 施行令第167条の4第1項に規定する者であるとき。

(3) 駒ヶ根市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であるとき。

(等級格付等)

第5条 市長は、入札参加の資格があると認めた者（以下「有資格者」という。）について等級区分による格付を行い、競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録するものとする。

2 前項の規定による等級格付に関する基準は、別に定める。

3 市長は、第1項の規定により等級格付を行った場合は、当該申請者に対しその結果を通知するものとする。ただし、資格者名簿の公表をもって通知を省略できるものとする。

4 第1項に規定する資格者名簿への登録は、申請のあった年の4月1日とする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(入札参加資格の有効期間)

第6条 入札参加資格の有効期間は、資格者名簿に登録された年の4月1日から2年間とする。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた者の入札参加資格の有効期間は、この限りでない。

(入札参加資格の承継)

第7条 有資格者が組織の変更等を行った場合は、市長の承認を得て、その変更前の入札参加資格を承継することができる。

2 市長は、前項の場合において、承継しようとする者の経営の規模、状況等から当該有資格者の等級格付の承継が適切でないと認められるときは、等級格付を変更することができる。

3 第1項の規定により入札参加資格を承継しようとする者は、組織の変更等が行われたときから1カ月以内に競争入札参加資格承継申請書に営業を承継したことを証する書類及び次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては身分証明書

(2) 印鑑登録証明書

(3) その他市長が必要と認めるもの

4 市長は、第1項又は第2項の規定により入札参加資格の承継の認否を決定したときは、その旨申請者に通知するものとする。

(変更届)

第8条 有資格者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく競争入札参加資格変更届出書にその事実を証する書面を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 本店、支店又は営業所の所在地

(2) 商号又は名称

(3) 代表者

(4) 委任者

(5) 営業の内容及び資本金

(入札参加資格の取消し等)

第9条 市長は、有資格者が施行令第167条の4第1項の規定に該当したとき又は提出書類に記載した事項が虚偽であることが判明したときは、当該入札参加資格を取消し、資格者名簿からその者を抹消するものとする。

2 市長は、有資格者が施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当したとき又は競争入札に参加させることが著しく不適当と認められるときは、2年を限度として競争入札への参加の停止(以下「指名停止」という。)を行うものとする。

3 前項に定める指名停止に関し必要な事項は、別に定める。

4 市長は、第2項の規定により指名停止を行った場合において、当該指名停止に係る入札参加者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

5 市長は、第1項、第2項及び前項の規定による処分を行ったときは、その者に通知するものとする。

(等級区分による競争入札への参加)

第10条 有資格者の等級区分による競争入札への参加は、契約の種類及び予定金額に応じ、次のとおりとする。

契約の種類及び予定 金額	契約の予定金額
-----------------	---------

等級区分	製造の請負	物件の買入れ	その他の契約
A	制限なし	制限なし	制限なし
B	1,000万円未満	1,000万円未満	1,000万円未満
C	300万円未満	300万円未満	300万円未満

(入札参加の特例)

第11条 市長は、競争入札を行う場合において、特殊の技術を要する業務又は特別の理由があるときは、資格者名簿に登録された以外の者を選定することができる。

(随意契約の場合における業者の選定)

第12条 随意契約の場合における業者の選定は、第10条の規定を準用し、資格者名簿に登録された者以外の者を選定することはできない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 特殊な技術を要する業務の場合
- (2) 駒ヶ根市財務規則（昭和54年規則第21号）第119条の2第1項に規定する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認める場合

附 則

この告示は、平成10年9月1日から施行する。ただし、第10条及び第11条の規定は平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年告示第57号）

この告示は、平成13年11月20日から行する。

附 則（平成14年告示第17号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成17年告示第5号）

この告示は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成18年告示第55号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年11月30日告示第115号の2）

この告示は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（令和2年11月30日告示第135号）

この告示は、令和2年12月1日から施行する。